

# 令和2年第5回農業委員会総会会議録

令和2年第5回船橋市農業委員会総会を5月8日午後3時船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

小池 正一      湯浅 清春      石井 俊郎      藤城 孝義      菊池 眞夫      高橋 光一      齋藤 教子      興松 勲  
神山 茂樹      土橋 博之      石山 幸男      小川 晃      金子 一雄      岡庭 一美

議長      それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回農業委員会総会を開催いたします。  
事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。

局長      傍聴者はありません。

議長      それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。  
            （「はい」の声あり）

議長      それでは、指名いたします。  
            5番、菊池眞夫委員と11番、石山幸男委員の両名にお願いいたします。  
            それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。  
            局長。

局長      農地法第4条許可申請について、議案第1号を上程いたします。

議長      本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

土橋審査班長

はい。それでは今月1日、齋藤教子委員、藤城孝義委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、大穴南在住の申請人が、建築業を営む近隣事業者からの要望を受けて貸駐車場として整備し、貸し出すものです。

なお、当該南側の土地は令和2年3月に貸駐車場として許可を受けており、一体利用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、雑種地、宅地及び公衆用道路となっており、隣接農地との境は土留鋼板が施工されております。雨水については、砕石敷による自然浸透とすることから隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われま。また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力につきましては預金通帳で確認済みです。また信用については、現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、第1種農地と判断しますが、農地法施行規則第35条第1項第5号の既存の施設の「拡張にかかる部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の2分の1を超えないものに限る」に該当するため、例外的に許可できるものです。

議案書2ページ、地図4から6ページをご覧ください。

1号議案の2につきましては、高根町に在住の申請人が近隣住民及び隣接農地耕作者からの要望を受けて貸駐車場として整備し、貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、境界から50センチメートル離して使用し、周囲は単管パイプを施工、雨水については隣接農地より10センチメートル低くし、砕石敷により自然浸透とすることから隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われま。また、隣接農地所有者には説明済みです。資力については残高証明で確認済みです。また信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われま。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がありました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

議長 本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

土橋審査班長 引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、近接で建設機械レンタル業を営む譲受人が、事業拡大に伴い、既存の車両置場が手狭になるため、当該地を借り受け、車両置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は宅地及び用悪水路となっており、周囲への対策はフェンスを施工、雨水については、砕石敷による自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

資力については、残高証明書で確認済みです。また信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地4棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は宅地、水路、ごみ置場及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水については、雨水貯留

施設を設置、また汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業にともなう生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は特定建築条件付建売売買予定地であり、農地転用者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

小池委員

1番の譲受人のなんですけれども、7ページの地図のところと同じようにありますけれども、このヤードと同じ業者ということによるんですか。7ページのところに、申請地があつて、申請地の右側に「第3ヤード」と。

議長

はい、齋藤委員。

齋藤委員

同じ譲受人です。

小池委員

同じ業者さんですか。

齋藤委員

はい。そうです。

議長

よろしいですか。同じ業者だということで、はい。ほかにご質問、ご意見等ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

局長  
議長  
土橋審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3から5を上程いたします。

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図13から15ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅4棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び公衆用道路となっており、周囲への対策はコンクリートブロックを施工、雨水については、雨水浸透貯留槽を設置し、汚水、雑排水については合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われます。なお、隣接農地所有者には説明済みです。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、残高証明書で確認済みです。また信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地がガス管、雨水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋市身体障害者福祉作業所「太陽」と千葉県立二和高校の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図16から18ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅6棟を建築するものです。

登記簿上は畑及び山林であります。現地は畑で、隣接地は畑、山林、雑種地、宅地及び道路となっており、周囲は擁壁及びコンクリ

ートブロックを施工、雨水については、雨水貯留槽を設置、また汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われます。なお、隣接農地所有者は譲渡人です。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業にともなう生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、馬込沢駅の周囲の半径500メートル以内の宅地化率が40%を超えており、半径1キロメートルを超えない範囲に延長しても、宅地化率が40%を超えているので、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図19から21ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅11棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、山林、雑種地及び宅地となっており、周囲は擁壁及びコンクリートブロックを施工、雨水については、雨水枡及び雨水管を経由し、近隣の調整池へ放流、汚水、雑排水については下水道本管へ接続放流することから隣接農地等への被害発生のおそれはないものと思われます。なお、隣接農地所有者には説明済みです。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。小池委員。

小池委員 確認なんですけれども、この申請地の地図でいうと上側、北になるところはもう既に開発が……。19ページの地図を見てもらいたいですけれども、19ページの地図の申請地というのがありますよね。そのうちの、上の部分は既に開発済みのところですか。

議長 齋藤委員。

齋藤委員 いえ、ここは畑もあって、あと今開発しているところとはちょっと違うんですけれども、何というのかな

議長 事務局

事務局 この住宅地図に反映ができないぐらい新しい開発が済んでおります。もう住宅が建っております、今回の申請地に接するところは、公衆用道路となります。この住宅地図にまだ載っていないという状況なんです、全て住宅になっております。北側ですよ。

小池委員 はい、そうです。

事務局 はい、住宅が建っております。以上です。

小池委員 分かりました。

議長 ほかにご質問、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

議長 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 令和2年度第2次農用地利用集積計画について、議案第3号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案第3号につきましては、令和2年度第2次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は5ページになります。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がございました。

1は、大神保町の畑4筆、計1,121平方メートルに賃借権3年。

2は、大神保町の畑1筆、737平方メートルに同じく賃借権3年。

3は、豊富町の畑1筆、1,487平方メートルに賃借権3年。

以上を、それぞれ新規に設定するものです。

また4につきましては更新による継続契約についてでございます。

みやぎ台の畑1筆、2,807平方メートルに使用貸借による権利6年。

以上を継続して設定するものになります。

事務局において、借り手の経営状況等を確認、調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和2年度第2次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

続いて、協議事項の1に入ります。

「新体制後の農業委員会の業務の見直しについて」でございます。

令和2年7月20日より農業委員会が新体制になることから、農業委員会運営のさらなる効率化を図ることを目的に、「審査会」と「違



反指導」について、業務の見直しを図りたいと思います。

このことにつきまして、事務局より説明願います。

配付資料の「新体制 農業委員会業務の見直しについて」をご覧ください。

令和2年7月20日より農業委員会が新体制になることから、農業委員会運営のさらなる効率化及び推進委員の積極的な業務参加を目的に、審査会と違反指導の2つについて見直しを図りたいと考えております。

まず審査会についてです。現在、変更前といたしまして農業委員3名で回り審査をしております。変更案といたしましては農業委員2名プラス推進委員1名の3名で審査をしていただく事を考えております。なお、審査班長は農業委員から選出をいたします。

また審査会に出席した推進委員につきましては、次回の総会に必ず出席していただこうと考えております。

変更のメリットといたしまして3つ挙げられます。1つ目、推進委員の参加により、これは主に3条になるんですけども、地域の農業経営の状況を審査の参考にできる点。2つ目、推進委員の知識が豊富になり、推進委員の本来業務にその知識を活用できる、また業務の幅が広がるという点。3つ目、推進委員との業務のバランスの調整が図れるという点です。

なお、近隣市の状況につきまして確認をとったところ、柏市、鎌ヶ谷市、松戸市については審査会に推進委員も参加しているということで確認をとっております。

この案がもし承認されるようでしたら、要綱の改正をする必要がございます。

船橋市農業委員会審査会設置に関する要綱をご覧ください。

変わる部分は2条と4条になります。2条につきましては、「審査会は規則で定められた議席1番から12番までの委員をもって構成」となっております。この「1番から12番」は農業委員を指しておりますので、「農業委員及び農地利用最適化推進委員」に変更する必要があると考えます。

4条につきましては、「審査班長は構成委員」となっておりますので、ここを「構成農業委員」に変更する必要があると考えます。

戻っていただきまして、違反指導についてです。現在、農業委員2名でパトロールをお願いし、違反指導をしていただいておりますが、変更後としましては、農業委員1名と推進委員1名で行いたいと思います。

メリットといたしましては、日々現場を回っている推進委員がパトロールに参加することによって、違反の早期発見、早期是正につながると考えます。

最後にスケジュールについてです。本日、5月8日の総会にて協議をしていただきまして、次回6月5日の総会にて決定、要綱を改正したいと思えます。

新体制後の運用としましては8月3日が一番最初の審査会になりますので、そのときからこの運用を開始していければと思います。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明ありましたが、業務の見直しについて、本日協議をしていただきたい。次回6月の総会にて了承を得たいと思えます。皆さん、ご意見はございませんでしょうか。

小川委員 　　推進委員の方は、その地域、地域から出ていますよね。大体。その審査するところの範囲の人が来るんですか。順番に出るんですか。  
事務局 　　本来は、その都度申請があつてから推進委員を決めるというパターンもできると思うんですけども、そうしますと、スケジュール的に、申請受付が終わってから推進委員に声をかけるまで、1週間もないような状況になってしまいますので、そうしますと審査会が回らなくなってしまいます。本来はそれがベストなのですが、あらかじめ決める方向になると考えます。

湯浅委員 　　2枚目の附則の一番下の、附則の月日が1期前、3年前になっているんですけども、これは推進委員というメンバーができたので遡っての施行になるんですか。

事務局 　　こちらにつきましては、今回これが承認されましたら日付も変える予定でございます。これはあくまでも以前の要綱が印刷されているだけですので、今度新たにまた変われば、この日付も新たなものになります。

議長 　　土橋委員。

土橋委員 　　今現在、3名の審査委員ですよね。それを農業委員2名、推進委員1名と。その一緒に回った推進委員はこの総会のときにも同席してもらうんですか。それでその場合は当該推進委員の方は、議決権がないと。

議長 　　いや、意見を求められた場合には発言できる。ただ、自らが言うという形ではなく、例えば審査班でしたら、質問があつたときに審査班というときに意見を求められていますから、そのときはいい。

土橋委員  
事務局  
議長  
石山委員  
議長  
石山委員  
事務局  
石山委員  
議長  
事務局  
石山委員  
議長  
事務局

ああ、それはいいと。はい。

今の補足で、議決権は農業委員さんにのみあるんですが、実際審査班で現地を見ていただきますので、推進委員についても質問等に関しては答えていただく形になります。

石山委員。

勘違いかもしれないんですけど、この違反指導というか、パトロールは私、いつも推進委員の人と行っているような気がするんですけど。

それはちょっと勘違いですね、事務局から。

勘違いだったら説明を受けたいんですが。

そうですね、農地パトロール、今までは農業委員さん2名でやらせていただいております、違反指導として、きちっと事情聴取会を設けまして、呼び出してお話をしているときがあります。それにつきましては現在は、農業委員さん2名で行っております。

パトロールは。

利用状況調査と混同されておられる。

これは違反のパトロールなので。

勘違いですね、はい。

ほかに。なければこの今の意見を踏まえた上で、次回の総会にて了承を受けたいと思います。よろしいですか。

それでは引き続きまして協議事項の2に移ります。農地利用最適化推進委員の選定についてでございます。このことにつきまして事務局より説明願います。

5月1日に第1回農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、推進委員の選定にあたり、決定した事項について説明させていただきたいと思います。お手元のお配りしました資料で、農地利用最適化推進委員候補者評価についてというのをご覧いただいでよろしいでしょうか。

大きく3つとなります。まず1つ目は評価票についてです。2つ目が選定結果の公開について。3つ目が今後のスケジュールについて

でございます。

まず、1番と2番について説明させていただきたいと思います。

評価票についてということで、(1) 評価票を別紙1の通りとしたということで、その次ページについております資料1をお開きいただいてよろしいでしょうか。前回の総会の際に案で提出させていただいた中で、皆さんのほうからお話をいただいた部分につきまして変更した部分を赤書きで修正してございます。

まず重視する事項ということで、(1)の農業に関する経験や知識についてというところで、その次の、申し訳ございません、資料2を開いていただいてよろしいでしょうか。この資料2のほうで見ていただくと、前回お出しした部分と、今回変えた部分とが分かりますので、見やすいと思います。

右側が旧、前回事務局のほうで取りあえず参考として案で出させていただいたものでございます。(1)の部分について、着眼点が2点あったのですが、これを1つにまとめてよいのではないかとということで、かつ経験や知識ということではなくて、知識や経験、ということで、知識のほうに前面に出したほうがいいでしょう、ということでの結果となりました。

続きまして(2)です。旧では、配点が5点、1点ということで、農業者か非農業者かという部分での2択ということになっておりました。かつ、点数の幅が大きく5点と1点ということでございました。

ここについて、左側のところ、新のほうを見ていただきまして、農業者とのかかわりはあるかということに変更させていただきました。地域の農業者とのかかわりがある、かかわりがない、要は農業者かどうかということではなくて、推進委員の主な業務の内容が地域との連携となっておりますので、そこを中心として農業者ということだけではなくて、例え農業者でなかったとしても地域とのかかわりがあるかどうかということの評価する方法に変えさせていただきました。

かつ、点数の幅が5点、1点と大きく開いていたんですが、それを3点、1点という配点にさせていただきました。

続きまして(3)でございます。ここについても旧は、点数が10点、5点、1点となっております。評価項目の(3)から(5)の配点が10点、5点、1点となっておりますが、これについては5点、3点、1点とし、内容についてはこのままでいいのではないかとということになりまして、点数のみ変更させていただきました。

最後に、(6)でございます。特筆点のところですが、今までの内容に加えまして、「経歴等を踏まえて」、という文言を入れさせていただきました。こちらについては現在の推進委員の現状の活動内容を審査したりという部分で、ここについては0点から5点の中で各評価委員の方が点数を入れていただくというところで、変更をさせていただきました。

大きく関係する部分については、(4)で、農業者、関係団体からの推薦というところが個人ではなくて、大きい団体からの推薦があれば、書面審査ですので、そこら辺は重きを置く部分ではないかなと考えております。

取りあえず、1番、2番について、拙い説明で申し訳ないんですが、評価票についての審議結果でございます。

それから、評定結果の公表についてですが、選定結果の公表については、図は前面のところの1ページ目に戻っていただいて、今の選定結果を公開して、これについては候補者本人から申出があった場合、候補者本人の合計点数と順位のみを公開するというところで考えてございます。

これは、通常の学校の入試試験と同様かと思うんですが、実際に候補者本人の選定結果と合計点ですね、それから順番は何番かということで、全体的なものは公表はしないと考えてございます。

まずは1番、2番についてでございます。

議長 　ただ今、事務局の説明がございましたが、正直言いまして、評価委員というのはもう既に決まっております。その方たちの決定でございますので、一応これを理解していただいて、例えば、いや、これをこうしたほうがいい、ああいうふうにしたほうがいいという意見は尊重いたしますが、それによってこの場で新しくこれを変えろというものではないということをご理解ください。ご意見を受けてまた評価委員の皆様が、判断し決めることでございますので、それを踏まえてご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

高橋委員 　2番の農業へのかかわりで、旧は農業者が5点、非農業者が1点となっていますけど、新は農業者は関係ないということですか。農業者であるかないかは、その農業のかかわりには関係ないということ、それを外したということですか。外した理由がどうなのかなと。

議長 　先ほど、事務局から説明があったと思いますが、農業をやっているか、やっていないかじゃなくて、農業に対する知見とか、農業にかかわりがあれば、農業をやっていないでもいいのではないかとこの考え方です。つまり、農業をやっているということではなくて、例えば昔農協に勤めていて、この地域を回っていて、よく農家のことを知っているんだよと、事情を知っているんだよという方であったり、

農家でなくとも地域農業に精通した方ですとか、そういう方もいらっしゃるよね。そういう方もやはり適任ではないかなと。そういうことで農業者ということではなく、農業にかかわりがあるかどうかということに変えた。

事務局　　すみません、補足でございます。農業者はあくまでも農業にはかかわりがある訳ですから、議長がおっしゃたようにその他の方でもかかわりがあればという形で、少し枠を広げたというようなことになります。

議長　　ほかにご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

皆様のご意見は尊重して、進めてまいりたいと思います。それでは今後の選定スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局　　ありがとうございます。3番、今後のスケジュールについてでございます。

今日、総会で評価票を見ていただきまして、皆様からご承認いただきました。この後5月中旬に、応募者、申請者の書類のファイルを7名の各評価委員に送付させていただきたいと思います。このファイルについては、実際に申込があった申込書も付けさせていただいて、前回皆様にお配りした一覧表ですね、これはホームページでも公表したんですが、その一覧表も付けると。あと、前回の評価委員会でこれまでの会議等への出席の状況も添付して欲しい、という話もありましたので、それも含んだものを1つのファイルにまとめて、各評価委員の皆様7名に送らせていただきたいと思います。

事前に内容をよく精査していただきまして、その後、6月5日、総会の開催前ですね、これについては時間等はまた改めて御案内させていただきたいと思うのですが、そのファイルに基づいて、この評定票に、各個人個人で点数を付けていただくような形になります。

先ほどの評定票と審査表による評価をしまして、事務局のほうでそれを集計をさせていただきます。それで点数順に並べまして確定をしたいと考えております。

その後、7月4日、総会において、その集計によって確定した推進委員を皆様にご承認いただくということで考えてございます。その後7月20日ですね、現委員の任期が、農業委員、推進委員共に、7月19日までとなっていますので、新たに選任された推進委員に委嘱状を交付いたします。

当日は、市長から新農業委員に辞令の交付を10時から行う予定です。場所についてはこの会場で行うことを考えていますが、日程は、

7月20日、月曜日、変わりません。時間も10時で変わらないつもりでおります。

改めて出席者にはご案内を差し上げますが、日程を決定しております。

その後、新推進委員を臨時総会で決定いただいて、会長、会長職務代理者等の選任をした後、会長から推進委員に委嘱状を交付していただくという流れになるかと思えます

スケジュールについては以上でございます。

議長

6月5日の総会のときに、その前に集計の評価、集計の結果、その総会の前にやる。

事務局

そうです。

議長

ただ、この後、もう1回集まってもらわないと、この結果の集計が同点だった場合の、そのときの会議というか、どうするかというのが必要だと思うんですけど。ですから。一応選定、数字は評価を出して、それで総会をやりますよね。その後に、再度評価委員に集まってもらって。それで順番つけば問題ないんですけど、同点の場合どうするんだというときの会議が必要かと思われるんですけど、総会終わった後でもう1回評価委員が集まるということもあり得ることを踏まえてもらったほうがいいんじゃないかな。まあ、そういうことを事務局長にお聞きしましたので、その辺はスケジュールで今後進めてまいりたいと思いますので。

石山委員

同点の場合は会長が決めればいいじゃないですか。

議長

いや、私も既に、例えば私が採点に参加しない場合は、それはあるんですが、私が既に参加していますから、私だけがダブっちゃいますから。

小川委員

7人だから。

石山委員

評点が一緒の場合は。

小池委員

1つ確認したいんですが、タイムスケジュールのほうで、5月中旬にファイルが私どものほうに来るという話があったのですが、で、6月5日の総会前に決めるんですけども、このときに要は、これが開催されたときに採点表に書くものなのか、もうこのときに各々が書いてきたものを提出しちゃうのか。

事務局

取りあえず、ファイルはお送りして、よく中身を見ておいていただいて、ある意味ではその6月5日については、もうある程度頭の中

で決めたものを入れていただくような形までご検討いただければ幸いです。

石山委員

ちょっと1つお聞きしていいですか。評価委員が決めるわけじゃないんですよね、推進委員については。総会で決めるんじゃないで、最終的に決めるのは農業委員会ですよね。ですから、評価委員は案を出すだけなんですよね。それを農業委員、この全員で決めるということなんですよね。ですから、評価委員というのが決めたことを、農業委員全体で変えられるんですよ。そういうことです。ですから、先ほどちょっとこれは変えませんか、というのは何を言っているかよく分からなかったんですけども、全てはこの農業委員会が決めるということ、この前提は壊れないんですよ。評価委員はその一部の分隊みたいなものですよ。そういう位置づけで考えていけば、同点の場合も、皆さんどうですかでいいし、あるいは我々の代表である会長が決めるのもいいし、それはそんな難しいことではなからうけれども、取りあえず決めとかなきゃいけないだろうとは思いますが。

議長

例えば評価委員が出した案を、総会において決定していただくということですが。

石山委員

いや、否定もできるわけですよ。

議長

ただ、過半は超えないんですけど評価委員が7人いますから、14人ですから、過半にはならないんですけど。

石山委員

それは理由だけだね、やっぱり、農業委員会が決めるという前提だけは壊しちゃ駄目なんですよ。

議長

もちろんですよ。

石山委員

だから評価委員の意見が優先するという形はあり得ないんです。

議長

案としてできるだけその最終で同点だった場合の案として、こういう理由で同点でしたが、この方を挙げますということ、これをここで。

石山委員

もめたときは合議で決めるか、あるいは農業委員会の総括する会長が決めるかですよ。それなら合理的なんです。まあ、理屈だけの話だけど、大したことじゃないんです。

事務局

最終的には、石山委員がおっしゃったように、8日の総会で皆さんの総意を頂くということになっておるんですが、6月5日には集計を全部出して、順番を決定します。仮にそこの中で同点が出たときについては、候補者評価委員会というところに皆さん一応委ねたという形をいただきますので。

石山委員

委ねる形をとらなきゃいけない。手続きをしなきゃいけない。



事務局            その形をとっていただきますので、評価委員会の中で練っていただいて、同点だったとしても、総会で例えばこういう理由で候補委員はこの方がという選定をしたという話をして、それで署名いただくという形も1つの方法かなと。

石山委員            それなら何も問題ないと思います。

小池委員            いいですか。これ、総会前に評価委員会を開きますよね。そこで一応集計、案みたいな形の集計データは出ちゃうわけですね。そして総会の後じゃなくて、総会でそれをかけちゃえばいいんじゃないんですか。同点だったらという。

議長                それは1か月前倒しで。

小池委員            そう。それでもってごめんなさい、らちが明かないというのも変だけれども、うまいこと決まらなければ、それで今度7月の8日の総会にかけるという形でいいんじゃないかと思うんですけど。私たちは資料を預かって一応精査するわけですよ。さっき言ったように、この段階で書くにしても。

議長                まあ、そうなんです、あくまでもそれを想定して、例えば2時半から審査会の打合せがありますよね。そうすると提出してもらったものを1時半に来てもらって、書いてもらって、集計して、さあ同点となったときどうするか、喧々諤々するに行った場合に、それをでき上がったものを総会にかけるだけの、時間的に。まあ素直にすつと行っちゃえば、すつと総会にかかるんだろうけれども、すつと行かない場合に、この2時半から打合せが入りますので、それを踏まえて例えばもう1時前から集まってくれという話になって、やるというのであれば。

                      ただ、そこまでして。1か月早くやらないと無理ではないかな。であれば、総会が終わった後にまだ時間がありますから、そこで消化してやれば、それで決定すれば資料的にはついてきます。総会はそこでもう解散しちゃっていますから、次のときに承認を得る形であれば。

小池委員            その考え方でいくと、評価委員会を事前に開いて、各個人個人で点数をつける。そして点数の集計が残るので、総会後に集計とれた点数とそのときにいろいろな判断をして最終的な名簿を整理し、次回の総会に提出してみんなの合意を得るという考え方になるということですよ。分かりました。

議長                そのようなスケジュールでお願いしたいなというふうに思います。よろしいですか。それではこの件に関しては終了いたします。

事務局

続いて事務局より報告がございます。

それでは報告事項を報告させていただきます。

また議案書に戻っていただいでよろしいでしょうか。

報告事項（１）農地法第３条の３届出に係る受理通知書の交付について、議案書７ページに記載のとおり、３件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書８ページから１１ページに記載のとおり、３月中に１３件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１２ページから１５ページに記載のとおり、３月中に１５件の届出書を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（４）農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、議案書１６ページに記載のとおり、２件の通知がありました。

報告事項（５）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書１７ページに記載のとおり、４件の報告書の提出がありました。

事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（６）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書１８ページに記載のとおり、１件の報告がありました。以上でございます。

局長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

（４時１分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

\_\_\_\_\_ 事務連絡 \_\_\_\_\_

議長  
農業だより編集  
委員長  
議長

次に、農業委員だより編集委員長より連絡事項がございます。

————— 連絡事項 —————

それでは以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時5分第5回農業委員会総会の閉会を宣言した。